

制定 平成24年11月 1 日付け24生畜第1518号
一部改正 令和 2年12月25日付け 2 生産第1657号
一部改正 令和 5年11月30日付け 5 畜産第1921号

養蜂振興法の施行について

1 蜜蜂の飼育を行う者について

- (1) 養蜂振興法（昭和30年法律第180号。以下「法」という。）における飼育とは、蜂群、蜂蜜等に対し所有又は占有の意思を持って、巣箱・巣洞等の設置、給餌の実施、投薬等の行為のいずれかを行うことをいい、野生の蜜蜂を観察し、当該蜂群から採蜜等を行う場合は飼育には含まれないものと解されたい。
- (2) 法第3条第1項に規定する「業として蜜蜂の飼育を行なう者」とは、反復継続して蜜蜂の飼育を行う者又は蜜蜂、蜂蜜、蜜ろう、ローヤルゼリー等を譲渡することを目的として、蜜蜂の飼育を行う者をいう。ただし、試験研究の用に供するため又は蜜蜂を小規模に飼育し、かつ、蜂蜜、蜜ろう、ローヤルゼリー等を自家用に供するため飼育する個人を除く。

2 蜜蜂を飼育する者の届出について

- (1) 養蜂振興法施行規則（昭和30年農林省令第45号。以下「省令」という。）第1条第2項第1号に規定する「農作物等の花粉受精の用に供するために蜜蜂の飼育を行う場合」とは、花粉受精を行おうとする自らの農作物等の作付規模に対して適切な数の蜜蜂を、花粉受精のために必要な期間のみ飼育する場合に限られ、自らの農作物等の作付規模に比べて著しく過大な数の蜜蜂を飼育している場合、通年飼育を行っている場合等は含まれないと解されたい。
- (2) 各都道府県におかれては、法第3条第1項の規定に基づく届出義務違反が疑われる事例が発生した場合には、当該事例の態様に応じて、個別に都道府県知事が省令第1条第2項第3号の規定による届出義務の除外の適用について判断することが可能であると解されたい。なお、省令第1条第2項第3号の規定による届出義務の除外を行うに当たり、都道府県知事が届出を要しないと認める場合の目安を予め公表するよう努められたい。
- (3) 各都道府県におかれては、省令第1条第2項第3号の規定による届出義務の除外を行うに当たり、法第3条第4項に規定する「他の都道府県の区域を飼育の場所とするものがある」場合については、その住所地を管轄する都道府県において届出を要しないと認める場合であっても、届出義務を除外すべきではないと解されたい。
- (4) 省令第1条第2項第1号及び第2号の規定に該当する場合並びに蜜蜂を飼育せずに観察、採蜜等を行っている場合についても、各都道府県における養蜂の実情その他の事情を勘案し、条例、規則その他の定めにより、飼育の届出を求めることは差し支えないと解されたい。
- (5) 各都道府県におかれては、法第3条第1項の規定による届出については、別記

様式第1号を参考に様式を定め、蜜蜂の飼育を行う者に対し、届出を行うよう指導されたい。また、法第3条第3項の規定による届出事項の変更に係る届出についても、別記様式第1号を参考に様式を定め、変更後速やかに届出を行うよう指導されたい。

なお、蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施のため、届出後の蜂群配置調整や、届出事項の関係者への情報提供が必要となる場合があることから、別記様式第1号及び別記様式第2号の記載内容を参考に、蜜蜂飼育届・飼育変更届の提出又は蜜蜂転飼許可申請書の申請の際、法の目的の範囲内において個人情報を利用することについて、届出者又は申請者の同意を得るよう努められたい。

- (6) 法第3条第4項の規定による他の都道府県の知事への通知については、各都道府県の事務負担軽減を図るため、原則として電子メールで通知されたい。なお、電子メールでの通知に当たり、個人情報保護の観点からセキュリティの確保には十分注意されたい。

3 転飼養蜂の規制について

- (1) 法第4条第1項に規定する「他の都道府県の区域内に転飼しようとする」とは、養蜂業者が現に蜜蜂を飼育している都道府県の区域から他の都道府県の区域内に蜜蜂を移動して飼育することをいう。従って養蜂業者が住所地以外の都道府県の区域からその住所地を管轄する都道府県の区域内に転飼しようとする場合についても、法第4条第1項の規定が適用されるものと解されたい。

なお、時期的順序を定めて同一都道府県の区域内の2か所以上の場所に転飼したい旨の申請があった場合には、最初の転飼については法第4条第1項の規定に基づき許可をするものとし、以後の転飼については都道府県の条例、規則その他の定めに基づき規制するものと解されたい。

ただし、同一期間内に、時期的順序を定めずに、2か所以上の場所への転飼の許可申請があった場合には、そのすべての転飼について同条第1項の規定を適用するものと解されたい。

- (2) 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）が平成12年4月1日より施行され、転飼の許可に係る事務は自治事務となっているところであり、これまでどおり条例、規則その他の定めにより、規制することができるものと解されたい。

また、同一都道府県内の転飼については、法第4条の規定の適用を受けないが、これまでどおり条例、規則その他の定めによって規制することができるものと解されたい。

4 許可の申請について

- (1) 各都道府県におかれては、法第4条第1項の規定に基づく転飼許可申請については、別記様式第2号を参考に様式を定め、養蜂業者に対し、申請を行うよう指導されたい。

- (2) 許可申請書には、転飼しようとする場所の土地管理者の土地貸与承諾書を添付するよう指導されたい。

5 転飼の許可について

転飼の許可に当たっては、本法が蜂蜜、蜜ろう及びローヤルゼリー等の増産並びに花粉受精の効率化を目的としている趣旨に鑑み、定飼養蜂業者と転飼養蜂業者との蜂群の分布を調整の上、蜜源に対し蜂群数が著しく過剰にならない限り蜂群の転飼を許可されたい。このため、必要に応じて、都道府県、各地域等の蜜蜂飼育者の代表及び学識経験者等で構成される蜜蜂転飼調整委員会のような適当な諮問機関を設置することが望ましい。

6 転飼規制に関する手数料について

法第4条第1項の規定に基づく転飼許可の申請に係る手数料については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条第1項及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号。以下「政令」という。）の規定に基づき、政令で定められた金額を標準として、条例により定める必要がある。

なお、都道府県の区域内の転飼に係る手数料については、各都道府県の手数料条例によってさしつかえない。

7 蜜蜂の適切な管理について

法第5条第2項の規定に鑑み、蜜蜂の適切な管理の一層の推進に努められたい。

なお、蜜蜂の適切な管理の推進に当たっては、同項の規定に例示されている指針の策定及び周知に代わり、講習会の実施、蜜蜂を飼育する者への戸別指導等、各都道府県の養蜂の実情に応じた方法によって行うことも可能と解されたい。

8 蜜源植物の保護増殖について

法第6条第2項の規定に鑑み、蜜源植物の保護増殖の一層の推進に努められたい。

なお、蜜源植物の保護増殖に当たっては、養蜂振興のみを目的とした蜜源植物の定植は財政的な負担を徒に増大させるおそれがあるため、公有林、街路樹、公園等の整備の際に蜜源となる樹種を選定すること、田畑の被覆植物としてレンゲ、なたね等の蜜源となる作物を奨励すること等により、関係部局と連携しながら効率的な方法で施策を講じられたい。

9 蜂蜜の表示について

法第7条第1項に規定する「蜂蜜を精製して販売することを業とする者」とは、採取した蜂蜜を精製して販売する行為を業として継続反復して行う者をいい、同条第2項に規定する「蜂蜜の販売を業とする者」とは、精製された蜂蜜の販売を業として継続反復して行う者をいう。したがって、採取した蜂蜜をそのまま販売することを業とする者及び当該者から採取した蜂蜜を買い受けて、精製することなく他に転売する者には本条は適用されないものと解されたい。

なお、省令第5条の規定による証紙又はレーベルの大きさ及び様式については、その容器の形状、大きさ等により適当なものとするよう指導されたい。

10 蜂群配置の適正の確保等を図るための都道府県の措置について

法第8条第1項の規定に鑑み、蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施の一層の推進に努められたい。なお、蜂群配置の適正の確保等に当たっては、

蜜蜂を飼育する者その他の関係者に対し、法第1条の規定を踏まえ、花粉交配用蜜蜂の安定供給、国民への甘味資源の提供、蜜源植物の保護増殖に対する取組等の養蜂の社会的意義を特に勘案するとともに、生物多様性の確保、食育の推進等についても考慮の上、公正な話し合いを通じて蜂群の分布調整を行うよう指導されたい。

11 立入検査について

法第9条第2項の規定に基づく身分証明書については、別記様式第3号を参考に様式を定められたい。

12 罰則の適用について

法第12条及び第14条の規定に基づく罰則の適用に当たっては、違反事例の態様を十分検討の上、指導により改善の見込みがある場合にまで徒に適用することがないように運用されたい。

附 則

- 1 この改正は、令和5年11月30日から施行する。
- 2 この通知による改正の前の養蜂振興法の施行について（平成24年11月1日付け24生畜第1518号農林水産省生産局長通知）については、なお従前の例による。